

告 示

埼玉県告示第三百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
児玉土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住
所について、次のとおり届出があった。

平成二十七年四月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 就任

職名	氏 名	住 所
理事	林 秀 信	埼玉県本庄市児玉町上真下三百三十四番地五

二 退任

職名	氏 名	住 所
理事	吉 田 春 正	埼玉県本庄市児玉町下浅見九百八番地